

別紙 1

世田谷区地域密着型サービス事業所等宿舍借り上げ支援事業（概要）

1 目的

職員が働きやすい職場環境を実現するため、介護職員等の住まいの確保を支援することで、介護人材の確保定着を図る

2 対象事業所 ①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

②小規模多機能型居宅介護

③看護小規模多機能型居宅介護

④認知症対応型共同生活介護

⑤「介護予防支援事業」を行う事業所（居宅介護支援の指定を受けているものを除く）

3 対象 宿 舎 法人が賃貸借契約を結んでいる宿舍

4 対象入居者 介護職員、看護師、計画作成担当者（責任者）、オペレーター（随時対応サービスを行う職員）、介護予防支援を行う保健師、看護師、介護支援専門員、社会福祉士及び社会福祉主事

※対象入居者の範囲を拡大しました。

5 補助経費 対象法人が支出した宿舍借り上げに係る経費（令和6年4月1日以降の賃料、共益費、礼金、更新料等）。なお、本人から負担金を徴収する場合は、当該金額を差し引く。

6 補助要件 一人当たり助成期間10年間が上限。ただし、対象者が入居していることを条件とする。

※1事業所あたり上限4戸の要件を令和5年度に撤廃しました。

※1戸あたり上限4年の条件を今年度より撤廃しました。

7 補助基準額 1戸あたり、月額8万2千円まで

8 補助率 7／8（10円未満切り捨て）

【借上げイメージ】

